

豊川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「豊川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、豊川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本協議会の運営をするため、事務局を置く。事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所とする。
- 4 本協議会を進めていくにあたり、その他の豊川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 豊川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

- 第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和2年8月28日から施行する。

# 豊川流域治水協議会 構成員

機 関	構成員		
	役 職	氏 名	備 考
豊橋市	市長	<small>さばら こういち</small> 佐原 光一	
豊川市	市長	<small>たけもと ゆきお</small> 竹本 幸夫	
新城市	市長	<small>ほづみ りょうじ</small> 穂積 亮次	
設楽町	町長	<small>よこやま みつあき</small> 横山 光明	
愛知県	建設局長	<small>かまた ゆうじ</small> 鎌田 裕司	河川・ダム・下水道
独立行政法人水資源機構	豊川用水総合事業部長	<small>ほそやまだ まこと</small> 細山田 真	ダム管理者
国土交通省	設楽ダム工事事務所長	<small>まなべ しょういち</small> 真鍋 将一	
国土交通省	豊橋河川事務所長	<small>こばやし けんじ</small> 小林 賢次	

※敬称略

## 豊川流域治水協議会 幹事(担当部署)構成員

機 関	構成員		
	所 属	氏 名	備 考
豊橋市	建設部 河川課	白井 匡明	河川
	都市計画部 都市計画課	山本 高敬	まちづくり
	上下水道局 下水道整備課	小山 利浩	下水道
豊川市	建設部 道路河川管理課	伴野 喜則	河川
	都市整備部 都市計画課	神谷 友久	まちづくり
	上下水道部 下水整備課	白井 啓貴	下水道
新城市	建設部 土木課	天野 充泰	河川
	建設部 都市計画課	原田 俊介	まちづくり
	上下水道部 整備課	安形 保孝	下水道
設楽町	建設課	佐々木 智則	河川
	企画ダム対策課	久保田 美智雄	まちづくり
	生活課	金田 敬司	下水道
愛知県	建設局 河川課	岡島 充典	河川・ダム
愛知県	建設局 下水道課	水谷 隆一	下水道
独立行政法人 水資源機構	豊川用水総合事業部 管理課長	大木 洋介	ダム管理者
国土交通省	設楽ダム工事事務所 副所長	角田 隆司	
国土交通省	豊橋河川事務所 副所長	酒井 佳治	

※敬称略

※なお、必要に応じて危機管理部署もご参加頂く予定